

静岡県事業評価監視委員会設置要綱

(設置)

第1条 静岡県交通基盤部、くらし・環境部、経済産業部及び企業局（以下「県」という。）が実施する公共事業の事業評価における客観性及び透明性を確保するため、静岡県事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、県が実施する公共事業の事業評価の実施手続きを監視し、当該事業に関して県が作成した対応方針(案)について審議を行い、知事に対して意見の具申を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長の任期は、委員の任期とする。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員でない者に対し、会議への出席を求め、その意見を聴取し、又は説明を求めることができる。

(関連事業の審議)

第7条 県以外の事業主体が実施する事業が、県が実施する事業と密接に関連し、一連の事業として共同で事業評価を実施することが合理的な場合には、県以外の事業主体が実施する事業評価についても審議することができるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、交通基盤部建設政策課において処理し、くらし・環境部企画政策課、経済産業部産業政策課及び企業局経営課がこれに協力するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成14年 3月22日から施行する。

(静岡県事業評価監視委員会設置要領の廃止)

2 静岡県事業評価監視委員会設置要領（平成10年10月21日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 5月 2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5月30日から施行する。